

今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、富山県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分

することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせ資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の富山県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最善の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の富山県知事への報告が行われるよう指導を行うものと

する。

3 漁業者自身による自主的な取組

富山県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の富山県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び富山県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくものとする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくものとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び富山県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 富山県資源管理基本方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針はそれぞれ定めるものとする。

富山県告示第493号

土地改良区の定款変更の認可について

入善土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年11月18日認可した。

令和2年12月4日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第494号

土地改良区の定款変更の認可について

射水平野土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年11月19日認可した。

令和2年12月4日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第495号

土地改良区の定款変更の認可について

5 定款に記載された目的

この法人は、庄川・神通川流域の住民と共に、砂防事業の促進や砂防の歴史継承、地域活性化を図る事業を行い、地域住民や訪れる人々の安心・安全の確保、防災意識の向上、国際交流などを含めた、安全で活力ある魅力的な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和2年12月4日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

生徒及び教員用1人1台タブレット端末（県立高校分） 21,101台〔総合評価落札方式〕

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月31日

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富

山県規則第17号) 第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を応札仕様書等の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書及び提案書の提出場所へ提出しなければならない。また、本県が交付する入札説明書に基づいて提案書を作成し、提案書の提出期限までに4の(1)に掲げる入札書及び提案書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書及び提案書の提出場所等

(1) 入札書及び提案書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課用度管理係
電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

令和2年12月4日から同年12月21日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和2年12月11日（金） 午前10時30分

イ 場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 応札仕様書等の提出期限

令和2年12月28日(月) 午後5時15分

(5) 入札書及び提案書の提出期限

令和3年1月13日(水) 午後5時15分

(6) 入札書及び提案書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 令和3年1月22日(金) 午後2時00分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 落札者は、次の要件のすべてを満たす入札参加者のうち、入札説明書に定める総合評価点の計算方法によって得られた数値の最も高いものを落札者とする。
 - ア 入札価格が、予定価格及び入札説明書に規定する調達に係る経費の限度額の制限の範囲内であること。
 - イ 応札仕様書等及び提案書の内容が、仕様書の記載事項のすべてを満たしていること。
- (2) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該同価の入札についてくじを行い、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かないものがあるときは、これに代って入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約の締結に当たっては、落札者が決定した後仮契約を締結し、富山県議会において議決を得たときには、契約保証金の納付又は免除と同時に仮契約の内容を内容とする本契約を締結するものとする。
- (3) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (4) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (5) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (6) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

11 Outline

- (1) Contract Work Details
21,101 Electronic Tablets for each Student and Teacher (for all prefectural high schools)

(2) Bid Submission Deadline

5:15 p.m. wednesday January 13th 2021 (If submitting bid by mail, it must be sent by registered mail in a security envelope with “Electronic Tablets for each Student and Teacher (for all prefectural high schools) Bid Inside” written in red ink on the front of the envelope)

(3) Contact Information (Office in charge of this notice)

General Affairs, Accounting and Property Management Division

Treasury Bureau

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和2年10月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月4日

富山県監査委員	山 本	徹
富山県監査委員	瘡 師	富士夫
富山県監査委員	天 坂	幸 治
富山県監査委員	伊 東	尚 志

1 県の機関**(1) 監査対象箇所****監 査 年 月 日**

観光・交通振興局 観 光 振 興 室

令和2年10月29日

同 総 合 交 通 政 策 室

令和2年10月29日

監査対象箇所		監 査 年 月 日
経営管理部	税 務 課	令和2年10月12日
同	総 合 県 税 事 務 所	令和2年10月12日
農林水産部	農 林 水 産 企 画 課	令和2年10月5日
同	農 産 食 品 課	令和2年10月2日
同	農 業 経 営 課	令和2年10月5日
同	農 業 技 術 課	令和2年10月2日
同	農 村 整 備 課	令和2年10月1日
同	農 村 振 興 課	令和2年10月2日
同	森 林 政 策 課	令和2年10月1日
同	水 産 漁 港 課	令和2年10月5日
土 木 部	管 理 課	令和2年10月21日
同	建 設 技 術 企 画 課	令和2年10月8日
同	道 路 課	令和2年10月23日
同	河 川 課	令和2年10月16日
同	砂 防 課	令和2年10月23日
同	港 湾 課	令和2年10月27日
同	都 市 計 画 課	令和2年10月27日
同	建 築 住 宅 課	令和2年10月8日
同	営 繕 課	令和2年10月29日
同	新 川 土 木 セ ン タ ー	令和2年10月14日
同	高 岡 土 木 セ ン タ ー	令和2年10月26日
同	砺 波 土 木 セ ン タ ー	令和2年10月22日
同	上 市 川 ダ ム 管 理 事 務 所	令和2年10月6日
同	利 賀 川 ダ ム 管 理 事 務 所	令和2年10月21日

監査対象箇所		監 査 年 月 日
土 木 部	子撫川統合ダム管理事務所	令和2年10月23日
教育委員会	中央農業高等学校	令和2年10月7日

(2) 監査対象年度

平成30年度及び令和元年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 歳入調定に遅延しているものがあった。(2箇所)
- イ 収入証紙収納額報告書に誤りがあった。
- ウ 収入科目を誤っているものがあった。(3箇所)
- エ 現金の払込みに遅延しているものがあった。
- オ 契約手続が適正でないものがあった。(2箇所)
- カ 検査調書のないものがあった。
- キ 施設管理事故による損害賠償があった。(4箇所)
- ク 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書に未整理のものがあつた。

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所

	監 査 年 月 日
公益財団法人富山県女性財団	令和2年10月15日

監査対象箇所	監 査 年 月 日
サンフォルテ J O I グループ	令和2年10月15日
公益財団法人富山県健康づくり財団	令和2年10月29日
公益財団法人立山カルデラ砂防博物館	令和2年10月27日

(2) 監査対象年度

令和元年度

(3) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、その財政的援助等により所期の目的が達成されているかについて、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 旅費の支給に誤りがあった。
- イ 契約手続が適正でないものがあった。
- ウ 検査調書のないものがあった。